

労働審判手続でも テレビ会議を利用できます！



テレビ会議を使うと別々の裁判所にいながら手続を進めることができます

お互いの姿を画面越しに確認しながら会話することができます



裁判所では、テレビ会議システムという専用の機器を裁判の期日等で利用しており、労働審判手続でもこれを利用することができます。

例えば、労働審判手続を取り扱う裁判所から離れた場所に住んでいる方でも、テレビ会議を利用すれば、お近くの裁判所で手続を行うことができる場合があります。



テレビ会議は、裁判所が様々な事情から適当だと判断した場合に利用できます。利用を希望される場合には、一度ご相談ください。

※ 詳しくお知りになりたい方は、裁判所ホームページ（<http://www.courts.go.jp>）の「テレビ会議をご存じですか？」（平成28年3月広報テーマ）をあわせてご覧ください。

